茨城県ハンググライダーの会　2022 年　会報

2022 年 6 月発行

茨城ハングホームページＵＲＬ　http://itajiki.com/

1．会からのお知らせ

＜　救急法講習会　開催のお知らせ　＞

救急法講習会開催のお知らせです。昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から開催を見合わせておりました。今年は、全国的に制限も緩和されていることから、感染対策を十分取ったうえで講習会を開催することといたしました。八郷消防署による普通救命講習 I(心肺蘇生、AED、茨城ハング所有の救急機材のチェック)となります。今までの受講方法から少し変更があり、密になる時間を少しでも削減するため事前に 1 時間程度の e-ラーニング(応急手当 WEB 講習)を受講いただき、その後実技を伴う講習を 2 時間程度行う形となります。スカイスポーツの現場に限った話ではなく、万が一の場合に備えぜひ身に付けておきたい、そして反復練習しておきたい内容となっております。

今回、残念ながら密状態をさけるため参加定員を上限 15 名までとさせていただきます。会員以外の方の参加も歓迎致しますが、定員を上回る応募があった場合は、茨城ハングの会員の方を先着順で優先させていただきますので予めご了承願います。数少ない機会ですのでお誘い合わせの上、奮ってご参加願います。

主催団体　茨城県ハンググライダーの会

日時: 6 月 25 日(土) 集合 9:15　終了 11:30 予定

場所: 大増多目的センター（板敷ランディング場付近）

内容: 普通救命講習 I(心肺蘇生、AED、茨城ハング所有の救急機材のチェック)

講師: 八郷消防署

定員: 15 名(コロナ対応で人数制限になります。)

参加条件: 予め以下の 2 点を準備して、持参してください。

① [石岡市消防本部]のホームページ「http://fd.city.ishioka.lg.jp」から[講習]→[救命講習会を再開します]～下の方にある[e-ラーニング(応急手当 WEB 講習)]を受講して、受講証明書をプリントあるいはスマホやタブレットに画面保存。

※ 受講にかかる時間は 1 時間程度です。

② さらに下の方にある[関連書類ダウンロード]の[救命講習会受講事前チェックシート](コロナチェック)をプリントして記入の上持参ください。

受講料: 無料

受講日（当日）の対応

・換気に気を付け、受講者同士の間隔を 2 m程度（四方）確保します。

・受講者人数を制限（最大 15 名）しています。

・当日のマスク着用をお願いいたします。

・体調不良者は受講を控えていただきます。

・いばらきアマビエちゃんへの登録をお願いいたします。

・非接触型体温計を使用し検温を行い 37.5 度以上の発熱がないか呼吸器症状はないか確認をいたします。

・ｅラーニングの修了証と受講事前チェックシートを提出していただきます。

・人口呼吸についての必要性を説明し、実技は行いません。

準備する物: 普段通りの動き易い服装。スカート等は不可。

参加申込み期限: 6 月 13 日(月)まで

申し込み・問い合わせ先：スポーツオーパカイト板敷ショップ内　担当　桂

email: katsura.jhf@gmail.com

※講習で使用するテキストは貸し出し予定です。購入を希望する方は予め申し出てもらえば、新品が頒布されます。200 円程度で当日徴収予定です。

――下記を連絡願います――――――――――――――――

1.「6 月 25 日救急法受講希望」
2. 茨城ハング会員の場合は会員番号(会員でない場合は所属クラブなど)
3. 氏名　および　フリガナ
4. 生年月日
5. 居住都道府県
6. E-mail アドレス
7. 講習テキスト購入希望（あり・なし）

＜　注意・連絡事項！！　＞

① フライト時の注意事項

・ スタチン／山チン／アウトサイドをされた方で、会の定める事後処理を行わずに帰られる方が散見されております。中には耕作者からクレームが挙がった事態もありました。

会の定めるランディング場以外に降りた場合はスタチン／山チン含めいかなる場合でもアウトサイド扱いとなります。アウトサイドをした場合、会の定めるエリアルールに則り、被害の有無に関わらず会が用意したアウトランディングレポートを記入し会へ提出の上、該当する場合は罰則規定に従ってください。耕作地に降りてしまい何らかの被害が生じた場合、もしくは被害がなくとも 4/25～9/30 の期間に降りてしまった場合は罰則が生じます。休耕田や水が入っていない状態でのアウトサイドにつきましても、10/1～4/24 の冬季期間に関しては、罰金は発生しませんがアウトランディングレポートの報告対象となります。エリアルールで定められた罰金は、耕作者への補償金に充てられます。地元の方も見られておりますし、何より耕作者の方は被害があれば気が付きます。インシデントを発生させてしまい気が動転し報告や罰則対応を失念してしまうことがあるかもしれません。可能な限り即日が望ましいですが、忘れてしまった場合後日でも構いませんので、**エリアルールをご確認の上事後処理を確実にお願いいたします。**また周辺の方で報告を忘れられている方を見受けられた場合、お声がけいただけると助かります。

② ランディング場及びその周辺における注意事項について

・ランディング脇にあるごみ集積所にて、ゴミやゴミ袋の種類、指定日等のルールやマナーが守られていないゴミが捨てられていることがあると報告が来ています。ゴミ集積所は地元の方が利用する施設ですので、ここに**ゴミを捨てることはせず持ち帰るようお願いいたします。**

＜　住所変更時の手続きについて　＞

会員の方で住所変更が発生した場合、会に連絡がないと会報等の発送が行えなくなります。茨城ハングのホームページ「http://itajiki.com」の「会員専用」→「住所変更」に変更連絡方法を記載しましたので、住所変更の際には適時手続きをお願いいたします。

＜　会報発行時期変更のお知らせ　＞

会報発行時期について、例年年末に送付しておりましたが年末の時点でその年の事業計画が会員の皆様に届くというのはずれが生じてしまっていることから、総会開催後の時期へ変更いたしました。

もくじ

１．会からのお知らせ 1
２．2022 年 茨城ハング総会報告 5
３．2022 年総会報告添付資料 8
４．会計報告および予算案・事業計画補足資料 9
５．板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書 10
６．茨城ハング役員会報告 12
７．定例報告事項 13
８．報告・審議事項 14
９．大会・イベント報告 15
茨城県ハンググライダーの会会則 17
エリアルール(2022 年 3 月 13 日改定) 21

２．2022 年 茨城ハング総会報告

2022 年　茨城ハング総会

日時:2022 年 3 月 13 日(日)16：00-17:50

場所: ウインドスポーツ　及び　Teams によるリモート開催

出席者数：22 名(議長、リモート参加含む)

(会長挨拶)

　コロナや世界的な不安定な情勢等の影響もありますが、会としては会員数をできるだけ維持し快適なフライト環境を提供し続けていきたいと思います。本日はお疲れ様でございます。

(議長選出)

　薗部会長を議長に選出

1. 2021 年度事業報告

　(1) 事業概要報告(資料後掲)

　(2) エリア管理報告(年間委託契約作業内容については添付資料を参照ください)

　　毎回の整備作業を牟田園役員が検収し、役員会で報告している。その内容は会報でも報告しており、個々の内容については後掲「7.定例報告事項」を参照していただきたい。

　(3) 会計報告(資料後掲)

　　会員数の減少により収入が減少した。

　　21 年度はエリア整備費を計画分使用せずに済んだ。また借地料について地権者への申し入れ等の調整を行い、支出削減を実現した。

　　結果として概ね予算通りで推移した。

　(4) 会計監査報告

　　会計監査の大野氏との間で会計監査が完了したとの報告が会計より行われた。

以上、(1)～(4)を全会一致で承認。

2. 2022 年度事業計画

　(1) 事業計画概要(資料後掲)

　(2) 予算案(資料後掲)

　　借地料について会員数の減少に伴う収入減等、会の会計事情が思わしくない旨を地権者へ説明し、削減のお願いを実施した。その結果平均１～２割程度の削減が了承された。ただこの状況でも例年通りの支出計画とすると若干の赤字予算となった。

以上、(1)、(2)を全会一致で承認。

3. 会則改定

会則改定は特になし

※ ただし犯罪収益移転防止法の改正に伴うルール変更については役員会に一任する。

以上について全会一致で承認。

4. 2022 年度役員改選

新規：3 名

辞任：1 名

役職	氏名
会長	薗部 重己
副会長	岡本 正美、小田島 久則
会計	岩崎 隆司
渉外	桂 敏之
事務局	呉屋 紀彰
エリア管理	牟田園 明
役員	安東 正夫、猪川 哲一郎、井上 歩紀、井上 潔、 上田 佳央、大沢 豊、河上 真一郎、郷田 徹、 今野 明、鈴木 由路、横山 豪
会計監査	大野　洋

以上について全会一致で承認。

5. その他（会員からの提案・質疑応答、お知らせ等）

質疑応答：

Q：冬ランディング側の解体場をウインドスポーツに貸し出したという話を聞いている。会を介して又貸しするのではなく地権者と直接契約していただいた方がいいのではないか？

A：地権者が会との契約を望んでいるためその意向に沿う形とした。来年度以降は再度確認する。

Q：アウトサイドやスタチンの件数が少なく思われるがきっちりと集計できているのか？作物が植わっている、植わっていないという点に気を取られ、一部会員がスタチンやアウトサイドルールを理解していないのではないか？

A：極力確認するようにしているが収集しきれていない部分がある可能性がある。再度会員にルールを周知し、役員・スクール間で情報共有の上集計する。

Q：2 月に実施した枝払いの経費について説明いただきたい。

A：過去枝払いは会の有志による活動で対応をまかなっていた。ここ数年 TO 周辺の木々も高くなり有志による対応だけではまかないきれない状況が散見されるようになってきた。会員は基本的にフライトしに来ているため枝払い活動に時間を割くにも限界がみられる。しかし伸びた枝を放置しておくとフライトに支障をきたすことも想定されるため、会としては状況に応じて有償（時給換算）で枝払いを実施していくこととした経緯がある。今回の活動もその一環で本年 1 月開催の役員会で決めた予算範囲での作業となる。

Q：枝払い作業に対し時給という考え方で対価を支払うのには違和感がある。責任に対して支払うよう定められないか？

A：有志による作業とは別枠で、枝払い作業を板敷エリア年間請負作業の項目の一つとして追加・予算化し、請負範疇として責任をもって実施いただく運びとする。今年度については 1 月に定めた金額をそのまま計上し、翌年度以降についてはその都度予算枠を検討していくこととする。また当決定は有志による作業を否定するものではない。有志の活動は会の責任範囲で管理するものではないため、会の責任として上記を定めるものとする。

補足：有志による活動は大変助かっている。ただ危険を伴う作業でもあるため実施時には会もしくはエリア管理請負業者に一言お声がけいただくようお願いしたい。また必要となる道具等あれば会で準備検討するので、こちらについても連絡いただけるとありがたい。

（閉会）

３． 2022 年総会報告添付資料

1. 2021 年度事業報告

事業概要

１月	役員会
３月	総会、役員会 （スプリングフライト）
６月	役員会 救急法講習会　⇒　コロナの影響により中止
10 月	役員会
11 月	オータムフライト

上記のほか、日常的なエリア整備活動および安全対策活動を実施しました。

・地元との連携強化

ごみ拾い、枝払い作業、他役員だけではなく多くの会員にも参加していただきました。

2. 2022 年度事業計画

事業概要

１月	役員会
３月	総会 （スプリングフライト）
６月	役員会 救急法講習会
10 月	役員会
11 月	オータムフライト

上記のほか、エリア整備活動および安全対策活動を実施します。

・テイクオフ ランチャー台整備
・テイクオフ 枝払い
・ランディング安全対策
・地元との連携強化
・会からの連絡事項発行（ホームページ情報更新、ハガキ・会報の発行）
⇒　今後、会報については順次ホームページに掲載し、会員への郵送物は、会則・エリアルール、地図、総会案内、救急法案内、会費振り込み案内に絞ることで印刷費等のコストを抑える方向で検討していきたい。今のところインターネット上ではホームページと Facebook で案内を出しているが、SNS 等でも特に登録しなくても見られる形で展開できるよう検討する。

４．会計報告および予算案・事業計画補足資料

1．2021 年度会計報告補足

(1)　　事務経費

会報印刷および発送経費（会報 1 回、案内葉書 2 回発行）、ホームページ運営諸費用です。

(2) エリア整備費

年間エリア管理業務については別資料「板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書」を参照願います。

(3) 大会費

オータムフライトへの補助金です。

他の大会は、茨城ハングからはエリアを提供するのみで独立採算となっています。

(4) 渉外費

役員､および役員会から委任を受けた会員が本業を休んで会の活動(役場折衝等)を行う際に支払う日当です。

(5) 地元協力金

八郷町観光協会会費　10,000 円

地元祭礼寄付金・差し入れ　20,000 円（夏、秋それぞれ 10,000 円）

多目的センター借費　　5,000 円／１回（※）

※2021 年は総会をウインドスポーツにて開催したため多目的センターへの支払いはなし

2．2022 年度予算案補足

(1) 大きな支出予定

今年は通常のエリア整備以外に、大きな出費は予定しておりません。

(2) 会費収入

会費を納入した会員数は 2021 年度 106 名、2022 年度 105 名（3 月時点）でした。

(3) 借地料減額のお願い他、支出削減努力

昨年度地権者さんに大幅な借地料減額を実施いただいたため本年度積極的な削減依頼は見合わせ想定。

その他可能な範囲で支出削減努力を行う。

５．板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書

I 適用

本仕様書は、茨城県ハンググライダーの会(以下「会」と記載する)が発注する、板敷エリア管理年間請負作業(以下「本作業」と記載する)に適用する。

II 見積範囲

1. 草刈り作業

作業範囲は TO・LD・土手とする。

当該契約年度内において、作業回数を以下の通りとする。

TO　２回

LD　４回

土手　３回

2. 消耗品

ガソリン、草刈刃等の消耗品費

3. トラクター・草刈り機持込

4. TO 便所保守管理

汲み取り代金は会が負担する。受注者が立替払いし、後日実費にて精算する。

便所備え付けの消耗品は会からの支給とする。

5. エリア巡回作業 12 回

エリア設備の軽修理作業を含む。

安全に影響のある異常で軽修理不能な事態を発見した場合には、直ちに会に報告すること。

破損した吹き流し交換作業は作業範囲に含み、材料費は実費にて支給する。

吹き流し全損の場合には、相当する製品購入の実費を支給する。

6. 排水ポンプ保守管理

ポンプのガソリン代は会からの支給とする。

7. 枝払い作業

TO 周辺及びエリア利用に支障をきたす範囲の枝払い。

III 支給物品

下記物品は会からの支給とする。ただし受注者が立て替え払いにて購入し、後日実費にて精算する。

1. 破損した吹き流しの修理・交換材料代実費(全損の場合には製品購入相当額)
2. 便所備え付けの消耗品代実費（ペーパー等）
3. 排水ポンプのガソリン代実費
4. 枝払い作業の消耗品代実費（チェーンソーのガソリン代、刃等）

IV 検収

1. 草刈り作業、枝払い作業

当該契約期間内において、会との間で別途協議の上定める日までに作業を完了し、検査合格を持って検収とする。

2. エリア巡回作業

会の指定する日(計 12 回)に巡回を行い、結果報告を持って検収とする。

3. 保守管理(TO 便所・排水ポンプ)

１年間の保守管理の完了を持って検収とする。

V 契約期間

本作業の契約期間は、会が定める当該年度 1 年間(1 月 1 日～12 月 31 日)とする。

VI 別途契約事項

本仕様書に記載していない以下の項目については、別途契約とする。

1. 臨時草刈り作業(本仕様書記載の作業回数を越えて作業する場合)
2. ランチャー台補修作業
3. LD 渡り板補修作業
4. 貸与物品に関し、受注者の責に依らない破損が生じた場合の修復費用

VII 仕様外事項

以下の項目については、本作業の範囲外とする。

1. ゴミ拾い作業

上記発注仕様書に対する見積り結果

2022 年度 ¥590,000（内：枝払い¥100,000　2022 年より追加、未実施分が発生した場合要調整）

[過去の見積り額 ¥490,000（2021 年度） ¥490,000 (2020 年度) ¥442,800 (2019 年度)]

(以下内訳)

1. 草刈り作業

TO　2 回

LD　4 回

土手　3 回

2. 消耗品

ガソリン、草刈刃、トラクター軽油、チェーンソー燃料、刃

3. トラクター・草刈り機持込
4. TO 便所保守管理
5. エリア巡回作業 12 回
6. 排水ポンプ保守管理
7. 枝払い（都度）

(事務局注)

1. 渡り板の補修は年間契約に含みません。
2. 土手草刈りは年間契約に含みます。
3. 草刈りの燃料代は年間契約料金に含みます。
4. トラクターと草刈り機はエリア管理請負業者による持ち込み作業となります。

６．茨城ハング役員会報告

2022 年役員会開催状況

1 月役員会				
開催日時	2022 年 1 月 23 日(日)16:30～18:45			
場所	ウインドスポーツ			
出席者 リモート含	薗部 重己	岡本 正美	小田島 久則	岩崎 隆司
	安東 正夫	井上 歩紀	井上 潔	上田 佳央
	大沢 豊	桂 敏之	河上 真一郎	郷田　徹
	鈴木 由路	高見　歌鈴	牟田園　明	横山　豪
	呉屋 紀彰(書記)			

3 月役員会				
開催日時	2022 年 3 月 13 日(日)18:00～19:10			
場所	ウインドスポーツ			
出席者 リモート含	薗部 重己	岡本 正美	小田島 久則	岩崎 隆司
	猪川 哲一郎	井上 歩紀	井上 潔	上田 佳央
	大沢 豊	河上 真一郎	桂 敏之	今野　明
	鈴木 由路	牟田園　明	横山　豪	他、会員数名
	呉屋 紀彰(書記)			

その他、適宜役員メーリングリストにて会合実施

7．定例報告事項

(1) 会員報告

2022 年会員数報告

継続会員　78 名

新入会員　12 名

再入会員　15 名

茨城ハング総会員数　105 名（2021 年比▲5 名）

(2) エリア管理作業報告（2021 年会報未掲載分含む）

作業日時	作業内容
2021 年 10 月 26 日	エリア見回り ＴＯトイレ掃除 ＬＤ排水ポンプチェック
11 月 29 日	エリア見回り ＴＯトイレ掃除
12 月 4 日	ＬＤ排水ポンプガス２Ｌ補給
12 月 28 日	エリア見回り ＴＯトイレ掃除 ＬＤ排水ポンプチェック
2022 年 1 月 13 日	ＬＤ排水ポンプガス２Ｌ補給
1 月 31 日	エリア見回り ＴＯトイレ掃除
2 月 18 日	エリア見回り ＴＯトイレ掃除 ＴＯ伐採　木５本
2 月 28 日	ＴＯ吹流し１本からまん棒取付
3 月 1 日	排水ホース修理 ポンプ排水枡掃除

(3) 会計状況報告（岩崎役員）

収入部門

総会員数は昨年比で微減であった。その他については概ね計画通り推移している。

支出部門

借地料交渉の結果支出は大幅に削減される見込み。ただ昨年エリア整備が少なく済んだ分、本年度対応しなければならない箇所が発生することが懸念される。

8．報告・審議事項

(1) 新型コロナウイルスに対する対応について

2022 年 5 月時点、大型連休明け新規感染者数は沈静化していないものの、感染拡大する状態になく全国で活動制限等も行われていない。新たなる波を懸念する声もあり依然として予断は許されない状況が続いているものの、感染拡大防止策をとることでフライト活動自体は可能と考えている。会としては引き続き 3 密状態にならないよう注意しフライト活動を行うよう呼び掛けていくこととした。

⇒　会員の皆様におかれましては引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(2) TO 前の木々について

昨年度 TO 前の木々が顕著に伸びていたため春先を前に大幅な伐採を行った。しばらくは問題なく TO できると考えるが高さが気になるような木があった場合は会まで報告していただきたい。

⇒　会員で有志の方が隙間時間の中、伐採にご協力いただいていることがあり大変助かっております。ただ危険を伴う作業でもあるため実施前に会もしくはエリア管理委託先にご一報いただけると助かります。また必要な道具につきましては状況によっては会で準備することも検討いたしますので併せてご連絡いただければと思います。

(3) 入山管理のシステム化について

昨今のデジタル化に伴い入山管理をシステム化することで様々な面で利便性を図れないかという案が上がった。会として検討を行ってみたがシステムの構築や運用維持にかかるコストが今の会の財政では工面できそうにないことから、現段階での実施については一旦見送ることとした。

9．大会・イベント報告

⑴ 2021 年オータムフライト・B-NP カップ開催報告

ここ数年大会予定日はコンディションが整わず、予定通りの日程（11 月 23 日）に開催されたのは 6 年ぶりとなった。オータムフライトとしては総勢 23 名、B-NP カップとしては総勢 14 名が参加し、秋の穏やかなコンディションの中大いに盛りあがった。協賛も多数寄せられ豪華賞品が多数の方に行きわたり満足度の高い大会として開催できた。

総合結果			
順位	エントリーN.o	名前	得点
1	102	鈴木隆弘	1260
2	108	勝川俊	1250
3	10	村松学	920

⑵ 2022 年スプリングフライトについて

2022 年 3 月 17 日～21 日、茨城県にまん延防止措置が発令されるなか、コロナ対策を十分に行って大会が開催された。運悪く雨の周期と重なってしまい 5 日間で 2 本のタスクしか成立しなかったが、最終日には 60 ㎞のタスクを約半数の選手がゴールすることができ、満足度の高い大会となることができた。

成立した 2 本のタスクでいずれも、優勝した板垣選手がトップを獲得する完全優勝を成し遂げた。来年は日本選手権の開催を予定しているため、より好条件が期待される 4 月前半での開催を計画している。

⑶ 2022 年トントントンカップについて

2022 年 3 月 26 日（土）～27 日（日）の 2 日間の日程で東大、東京農工大、東海大、他有志の大学の現役学生及び OB/OG が集まり大学対抗戦が行われた。春の目まぐるしいコンディションにも負けず各チーム様々な競技でしのぎを削った。

茨城ハング情報発信サイト

茨城ハング HP：https://itajiki.com/

茨城ハング Facebook：https://www.facebook.com/ibarakihang/

次回役員会:2022 年 6 月 25 日(土) 16:30～
場所:ウインドスポーツ

茨城県ハンググライダーの会会則

(2017 年 3 月 5 日 改定)

第１章　総　　則

第１条　本会は、名称を茨城県ハンググライダーの会と称する。
第２条　本会は、会員がハンググライダー愛好者として互いに協調し、フライトの場を確保するとともに、飛行の安全と技術向上をはかり、地元の方々の理解を得て当地をハンググライダーフライトエリアとして確立することを目的とする。
第３条　本会の所在地は、茨城県石岡市に置く。
第４条　本会は営利追求のための事業は行わない。
第５条　第２条の目的のために、次の事業を行う。

第２章　事業内容

第６条　ハンググライダーの安全確保と技術の向上。
第７条　フライトエリアの管理と運営
1. 必要な土地の借用と管理
2. エリアの整備
3. エリア使用に関するルールの制定と実施
4. エリアテストの実施とビジターフライトの管理

第８条　新たなエリアの開発
第９条　会報の発行

第３章　会　　員

第１０条　本会の会員は、性別、国籍のいかんを問わず、ハンググライダー愛好者をもって組織する。なお、会員資格は附則による。
第１１条　会員は常に安全第一と心がけ、実行しなければならない。
第１２条　会員は、フライトに際し万一の事故におけるすべての責任は自己が負い、本会並びにフライトエリア所有者に対して責任の追求をしてはならない。
第１３条　会員は、次の各号の一つに該当する場合は、本会の会員たる資格を失う。
1. 本会の規則に反する言動があり、役員会において除名決議されたとき。
2. 所定の会費を所定期間内に納入しなかったとき。
3. 第 8 章「反社会的勢力でないことの表明・確約」に規定する禁止事項に該当する行為の実施・もしくは禁止条項にかかる虚偽の報告がなされていることが判明したとき。

第４章　役　　員

第１４条　本会には２２名以内の次の役員及び２名以内の会計監査を置く。なお、会計監査は非役員とする。
1.会長　2.副会長　3.事務局長　4.会計　5.エリア管理　6.渉外　7.一般役員
第１５条　前条の役員及び会計監査は総会において会員の中から選出する。
第１６条　－2007 年 2 月　削除－
第１７条　役員及び会計監査の任期は１年とし、再選を妨げない。

第５章　総　　会

第１８条　総会は全会員を対象として年１回開催する。

第１９条　次の各項は総会において審議する。

1. 決算報告
2. 監査報告
3. 事業方針
4. 予算
5. 会則の改正
6. 役員及び会計監査の選任

第２０条　総会の開催日時は役員会において決定し、会長が前もって全会員に通知する。

第２１条　総会の議決は出席者の７/１０以上の多数をもって成立する。

第６章　役 員 会

第２２条　役員会は原則として２カ月に１回開催することとする。また役員会の開催手段として電子的な手段を用いることができる。

第２３条　役員会は第１９条の総会の審議事項を除くすべての事項についての決定機関とする。

第２４条　役員会における評決は、出席者の７/１０以上の多数をもって成立する。但し、第１３条第１号の除名決議については現役員の７/１０以上の多数をもって成立するものとする。

第２５条　役員会の開催日時・場所・手段は役員会で選出された議長が決定する。

第２６条　会員は誰でも役員会を傍聴し、あるいは役員会に出席して意見を述べる権利を有する。

第２７条　役員会の決定事項及び討議内容については、事務局が会報を通じて、またはエリア内への掲示などの方法で会員に報告する。

第７章　会　　計

第２８条　本会の収入は次の各項により構成する。

1. 入会金
2. 会　費
3. 罰　金
4. ビジターフライト料金
5. エリアテスト料金
6. 寄付金

第２９条　前条の収入は次の各号に使用するものとする。

1. 会則第６条から第９条に定める事業の実施に使用する。
2. 本会の運営に必要な経費として使用する。
3. 年繰越金は次年度の予算に繰り入れる。

第３０条　決算は年１回とし、会計年度は１月１日より１２月３１日までとする。

第３１条　会は会計業務遂行のため、以下の者に会の代表として出納の権限を委任する

代表者：岩崎　隆司

第８章　反社会的勢力でないことの表明・確約

第３２条　茨城県ハンググライダーの会は以下に規定に該当する暴力団員の構成する団体ではないこと、もしくは１ ～ ７の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを表明・確約する。あわせて会は会員に対し、１ ～ ７ の各号のいずれかに該当する行為が判明、あるいは虚偽の申告が判明した場合には直ちに会員資格を取り消すものとする。

1. 不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること（自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的による共働等)、
2. 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
3. 暴力的な要求行為
4. 法的な責任を超えた不当な要求行為
5. 一般の取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
6. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他者の信用を毀損し、または他者の営みを妨害する行為
7. その他前各号に準ずる行為

第９章　そ の 他

第３３条　本会の功労者を対象に名誉会長及び名誉会員の制度を設ける。名誉会長及び名誉会員は総会で選出され、年会費を免除される。

附則１　会員資格

1.本会所定の会費を納入したものであること。
2.本会会則を理解し、会則に従うもの。
3.本会が実施するエリアテストに合格した者であること。

附則２　会費

1.入会金　￥　7,000 円
2.年会費　￥ 20,000 円
3.入会金の納入は、入会時とする。
4.会費は１月１日より１２月３１日迄分とする。
5.会費の納入期限は役員会が定めるものとするが、初年度は入会時とする。

附則３　ビジターフライト

1.会員外のフライトとしてビジター制度を設ける。
2.ビジターフライヤーは、本会の定めるすべての規則・ルールをすべて守らなければならない。
3.ビジターフライヤーは、万一の事故に際して本会あるいは土地所有者に責任の追求をせず、すべての責任を自己で負わなければならない。
4.ビジターフライヤーに本会の規則・ルールに反する言動があった場合、役員会は決議により当人の以後のフライトを拒絶することができる。
5.役員会は会員のフライト環境を守るため、決議によりビジターフライトを制限することができる。
6.ビジターフライヤーのフライト資格及び手続きについては別途定めるビジタールールによる。

附則４　特　記

1.定められたランディング場外に降りた場合において、第三者に損害を与えた場合は、本人自身がその賠償をしなければならない。なお、すみやかに本会に状況報告するとともに、別途定めるランディングルールに従って事後処理を行うこと。
2.フライトエリア内のたき火は禁止し、特に山林にては火の用心に努めること。
3.土地所有者がフライトの中止を要望した場合は、理由のいかんを問わず、飛行してはならない。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2007/2/25	改定履歴追加	
	改定：第１章　総則　第３条	所在地の表記変更
	改定：第６章　役員会　第２２条、第２４条、第２５条	評決時の決議人数の割合変更 役員会開催手段の追加
	廃止：第４章　役員　第１６条	役付役員の年会費を免除する規定の廃止
2016/3/6	追加：第３章　第１３条　項目３ 追加：第７章　第３１条 追加：第８章　第３２条 改定：第９章　第３３条	第８章に該当する者を追加 会計委託者の明記 反社会的勢力でないことの表明・確約 章番号、条番号の追加に伴う繰り越し
2017/3/5	附則１　会員資格　1 附則３　ビジターフライト　2	左記２つの JHF に関する記載を会則から削除し、エリアルールへ移行

エリアルール(2022 年 3 月 13 日改定)

● １．当会管理のエリアでフライトする者は、JHF のフライヤー会員登録が有効であること。フライトの都度、会員番号と有効期限を確認すること。

● ２．飛行前の安全確認

安全を最大限確保するため、必ずランチャー台の入り口において他の人に機体を支えてもらった上で、機体にぶら下がるハングチェックを行ない、自分自身でカラビナが確実にかかっていることを確認すること。テイクオフの動作に入る前にまずテイクオフの宣言を行なった後、他のランチャー台からテイクオフする人がいないことを確認した後でなければ、テイクオフしてはならない。以下にその手順を示す。

「飛行前の安全確認」（テイクオフへの 5 ステップ）

(ステップ1) 機体のプレフライトチェック。

(ステップ2) カラビナをかけ、ぶら下がってハングチェック。

(ステップ3) 声を出してカラビナとレッグストラップを目視確認。
(例)「カラビナよし！」「レッグストラップよし！」

(ステップ4) 声を出してテイクオフの宣言。
(例)「西、行きます！」「メイン、出ます！」

(ステップ5) 他のランチャーからの返事を確認してからテイクオフ

この「飛行前の安全確認」を怠ることは、危険行為とみなされ、1 ヶ月のフライト停止処分の対象となる。

楽しく安全なフライトとなるよう、お互いに注意・協力を全うすること。

● ３．ランディングルール

ランディング場

1. ランディング場は地図に示す範囲とする。

2. 板敷ランディング場周辺 1km 以内に降りた場合、次の例外を除きアウトサイドとする。

a.冬期ルールの期間で、ランディング場周辺の休耕地(駐車場より北側 250m と南側 500m、および県道 64 号線より東側最大 500m の範囲の中で、電線・電話線よりランディング場側の区域)。ただし可能な限りランディング場内に着陸すること。

3. 板敷ランディング場周辺 1km 以遠に降りた場合、アウトランディングとし「アウトランディングレポート」に必要事項を記入の上、会へ提出する。

4. 機体のブレークダウンは駐機場または駐車場で行うこと。ランディング場でのブレークダウンは禁止する。

5. アウトサイドをした場合はアウトサイドの処理規定による。

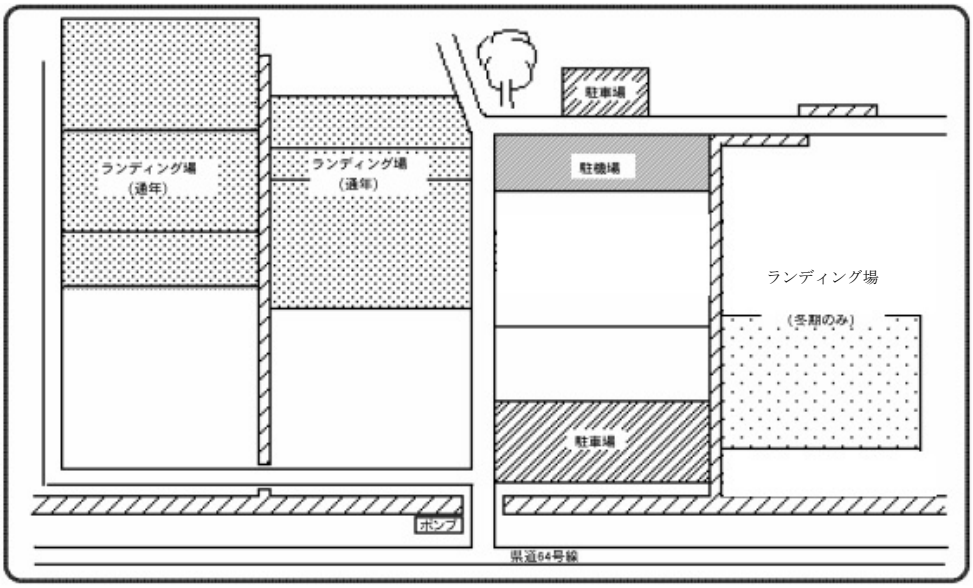

アウトサイドの処理

1. 会の定めるランディング場以外に降りた場合、いかなる場合でもアウトサイド扱いとする。アウトサイドした場合、被害の有無に関わらず会が用意したアウトランディングレポートを記入し会へ提出する。耕作地に降りた場合や建物などに損害を及ぼした場合は酒 1 升程度をもって耕作者または被害者の家に謝りに行く。なお、謝りに行った家でアウトサイド封筒に署名を貰うこと。例年 4 月 25 日～9 月 30 日は田植え期間となるため、作物が植わっていなくても耕作地に降りた場合は被害の有無に関わらず罰則は生じるものとする。ただし、会が別途定める特定の耕作地については、これを免除することがある。
2. 損害賠償を請求された場合は責任をもって補償に応じること。
3. アウトサイドレポート(着地場所を明記すること)を書き、罰金 2,000 円を同封して他の会員にアドバイスと署名を記入して貰い、エリア関連のショップに提出する。(ビジターの場合は推薦者が提出する)
   ただし、会が別途定める特定の耕作地については、アウトサイドの罰金を 1,000 円とする。
4. 山チンの場合は罰金 2,000 円、スタチンについては罰金 1,000 円として 3.と同様の手続きをする。
5. 電線事故など重大事故については直ちに役員に報告し、自分一人で処理しないこと。
6. ビジターのアウトサイド(山チンを含む)は当日を含め以後１０日間の当エリアでのフライト停止とする。ただし、推薦者の判断によりフライト停止期間を短縮することができる。

● ４．危険行為に対する罰則規定

フライト中の次の行為は当日を含め 1 カ月間のフライト停止とする。ただし役員会は協議の上、その期間を延長あるいは短縮することができる。また危険行為を犯したフライヤーはその経緯、結果等を「危険行為レポート」に記入の上、速やかに会へ提出すること。

1. パラシュートの使用
2. 電線(電話線、ＴＶケーブルを含む)及び電柱への接触(被害の有無を問わない)。
   電線をくぐった場合また異常接近した場合にも、接触と同様に危険行為とみなす。
3. 空中接触(被害の程度を問わない)
4. フックアウト
5. カラビナをかけずにランチャー台へ立つ行為
6. 飛行前の安全確認を実施せずにテイクオフしようとする行為
7. その他役員会で危険と判断された行為

● ５．その他

1.駐車禁止

(1) ランディング場付近の農道及びテイクオフ入口の林道は駐車禁止とする。

2.飛行禁止区域

以下の区域は飛行禁止とする。ランディングもしてはならない。

(1) 成田空港，福島空港，百里飛行場(航空自衛隊)，霞ヶ浦飛行場(陸上自衛隊)，宇都宮飛行場(陸上自衛隊)，下総飛行場(海上自衛隊)などの航空管制圏内。

(2) 東海村，大洗町などの原子力関連施設。

(3) 市街地にランディングする可能性のある空域。

(4) 筑波山周辺の飛行禁止空域（参考地図１）

① 筑波山ロープウエイつつじヶ丘駅を起点とし、女体山駅を終点としたロープウエイ施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。

② つつじヶ丘駅駐車場はランディング禁止。

③ 筑波山神社周辺の飛行禁止区域として、半径 200m以内及び海抜 500m 以下。

④ 筑波山鋼索鉄道（ケーブルカー）宮脇駅を起点として、筑波山頂駅を終点としたケーブルカー施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。

(5) 丸山に設置されている風車２基周辺の飛行禁止区域として、水平方向半径 200m 以内、鉛直方向に関しては海抜 800m 以下。（参考地図２）

参考：風車の座標
１号機（南側） N：36° 17′ 31″ E：140° 09′ 03″
２号機（北側） N：36° 17′ 36″ E：140° 09′ 06″

(6) 別紙飛行制限区域（広域版）で定める飛行禁止区域及び高度制限
羽田空港離発着の航空機進路変更に伴う危険回避対応策として以下制限を追加する。

① 足尾ハングテイクオフ以南かつ、つくし湖以西は飛行禁止とする。
② 不動峠以南は飛行禁止とする。
③ ①及び②以外の場所は原則高度制限を 1,500m 以下とする。ただし、茂木ゴール以北、及び鬼怒川以西は高度制限の対象外とする。

3.禁止行為

(1) 農道(車両が通る道路)の上空を通過する最終進入コースをとる着陸

(2) 機体解体場および駐車場への着陸

● ６．会員ルール

1.会員である証明として、入会時及び会員更新時に発行される会員証を携帯しフライトする。

2.何らかの理由により会員証を紛失した場合は、速やかに会員証の再発行手続きを行う。

● ７．ビジタールール

<u>フライト資格</u>

1.JHF の P 証技能証または同等以上と認められる外国の技能証を有すること。外国の技能証の場合には推薦会員の責任において内容を確認する。

2.必ず、会員の推薦と同行を受けること。

3.P 証を持たないビジターは JHF 教員(会員であること)が推薦し、同行した場合に限ってフライトできる。

● ８．フライト手続

1.板敷エリアにてフライト行う者は、会員・ビジターを問わず、フライト前に所定の入山者名簿に必要項目すべてを記入する。

2.ビジターはフライト前にビジターフライト申し込み用の封筒に所定事項を記入のうえ、フライト料2,000 円を同封して推薦者に預ける。さらに、会員と同様に入山者名簿に記名する。

3.当エリアのフライト未経験者は、この他に所定の誓約書への署名・提出が必要となる。また、推薦者からエリアルールやランディングについての説明を受け、ランディング場を自分の目で確認する。

4.アウトサイド、山チン、スタチンをした場合は推薦者に報告しアウトサイドの処理規定に従って事後処理を行う。

5.推薦者はフライト確認後、預かった封筒をエリア関連ショップに提出する。また、ビジターは入山者名簿に下山報告を記入する。

6.フライトをしなかった場合のフライト料は推薦者からビジターに返却する。

7.フライト手続きを正しく行い、会のルールを遵守すること。ビジターのフライト手続きの履行及びエリアルールの遵守については推薦者が一切の責任を負う。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2010/6/14	４．その他	「2.飛行禁止区域」にある名称修正
2013/11/14	２．ランディング場	冬ランディング場一部返却に伴う地図修正
2015/11/07	５．会員ルール	会員証の取り扱いについて修正
2016/06/18	７．フライト手続の章化	入山者名簿記入のルール化。及びこれに伴う章改定
2017/05/08	１．会員ルールの前提 ７．ビジタールール	会員ルールに会員証についての記載を新設。及びこれに伴う章改定 ビジタールールに推薦条件について詳細追記
2018/10/14	２．ランディング場	ランディング場借地箇所追加に伴う地図修正
	５．その他	2.飛行禁止区域 (4)筑波山周辺の飛行禁止区域及び(5)丸山風車周辺の飛行禁止区域を修正
2020/11/17	５．その他	2.飛行禁止区域 ⑹別紙飛行制限区域（広域版）追加、地図の別紙化
	改訂履歴	10 年を超えた改訂履歴の削除（印刷対応） 旧改訂履歴は過去資料参照のこと
2022/3/13	３．ランディングルール	アウトサイドのルールを明文化